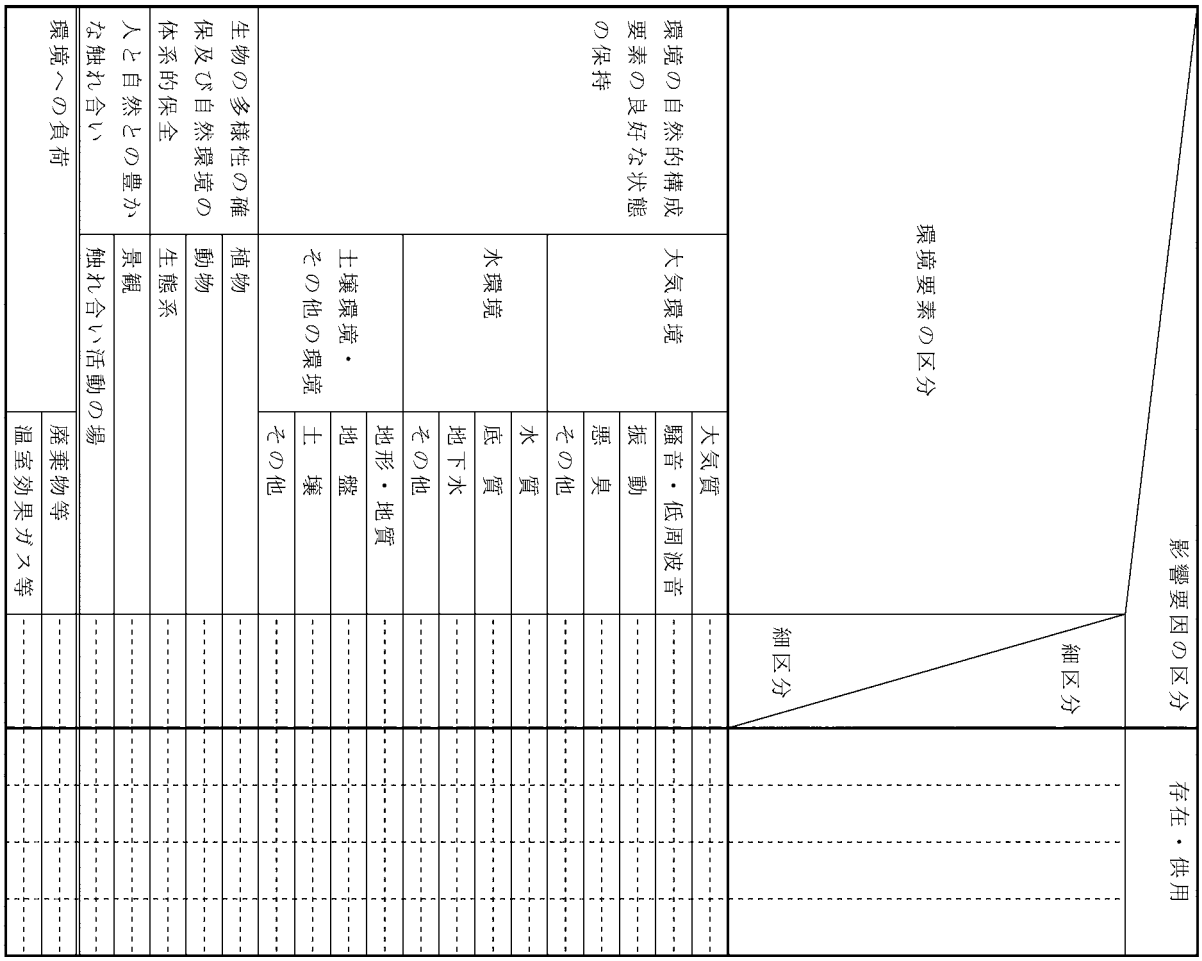
〈別表〉



○東北地方整備局告示第八十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
新庄市大字松本字東浦六八九番一から同市大字仁間字高田一二四四番一まで	前	五〇・〇〇～七一・五〇メートル
	後	四〇・〇〇～七一・五〇メートル
新庄市五日町字宮内三二〇番一から同市大字飛田字新田一二七九番一まで	前	二五・八〇～七八・八七キロメートル
	後	二五・八〇～七五・〇五キロメートル
新庄市十日町字下西山八六〇〇番一から同市十日町字西山九〇六三番一まで	前	五〇・九〇～七二・五一メートル
	後	五〇・九〇～七二・五一メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

東北地方整備局長　徳山日出男

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
福島市飯坂町中野字長老沢無番地内	前	二一・二六～一〇六・五九メートル
	後	一二・九二～九四・一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局福島河川国道事務所

○東北地方整備局告示第八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月二日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月二日　東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四号	花巻市東宮野目第一〇地割七一番三から同市東宮野目第一〇地割七一番一まで	東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十四年四月二日

○東北地方整備局告示第八十三号

米代川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月六日建設省告示第二百五十八号を次のように改正する。

平成二十四年四月二日　東北地方整備局長　徳山日出男

「第一号図から第四十三号図まで」を「第一号図から第五十三号図まで」に「同局能代工事事務所」を「同局能代河川国道事務所」に改める。

（図面省略）